

令和 3 年第 3 回臨時会

# 九十九里町議会会議録

令和 3 年 11 月 29 日

九十九里町議会

# 令和3年第3回九十九里町議会臨時会会議録

## 目 次

○招集告示	1
第 1 号 (11月29日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
・発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○閉会の宣告	10
○署名議員	13

令和3年第3回九十九里町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和3年11月29日

2 場 所 九十九里町議会議場

3 付議事件

- (1) 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年第3回九十九里町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年11月29日（月曜日）

## 令和3年第3回九十九里町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月）午前9時42分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大 矢 吉 明 君 副 町 長 鈴 木 浩 光 君  
教 育 長 藤 代 賢 司 君 総 務 課 長 篠 崎 英 行 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 篠 崎 肇 君 書 記 大 原 真 弓 君

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時42分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和3年第3回九十九里町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（古川 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 小 川 浩 安 君

10番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（古川 徹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本臨時会の議案として、町長より議案第1号及び議案第2号の送付があり、これを受理いたしました。また、浅岡厚君ほか5名から発議1件の提出があり、これを受理いたしました。

本臨時会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本臨時会の説明者として委任した旨通知のあ

った者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

---

◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和3年第3回九十九里町臨時会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方には、公私ともに御多用の中、急な招集にもかかわらず、全員の御出席を賜り、本臨時会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

早速でございますが、本臨時会において御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和3年8月10日付人事院勧告及び令和3年10月11日付千葉県人事委員会勧告に鑑み、特別職並びに一般職の職員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が、議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

---

◎日程第5 議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第1号及び議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより議案第1号及び議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

今回のこの条例案に関して、一般職員や会計年度任用職員の0.15か月分削減というものなんですけれども、千葉県、人事院勧告では昨年8月から本年の1月までの直近1年間の支給割合が公務員の支給月数を下回ったということが理由のようなんですけれども、御存じのように、コロナ禍の中で、一般の企業もみんな削減、収入が少なくなったと。

しかし、公務員の仕事というのは、そういう中でも特に大変な思いをして、コロナ対策に当たっていたわけですね。そういった、働いていた公務員の手当を削減するということは、やはり公務員の士気にも関わると思うんです。人事院勧告では、そういった勧告をされたということなんですけれども、やはり公務員の給与というのは、もちろん公務員が働くという、生活給であると同時に、やはりこの九十九里町の経済に関しても大きな影響があると思うんです。そういったことを考慮しているのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長(古川 徹君) 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長(篠崎英行君) 今回の給与改定、期末手当の改定でございますが、本町においては人事委員会が設置されておりません。千葉県人事委員会に基づいた給与改定というところで進めておりますので、同じく期末手当を0.15か月分引き下げるものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

近隣の多古町では、この人事院勧告の、こういった今回の引下げに対して否決をしたというふうにいるんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長(古川 徹君) 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） ただいまの否決の件ですが、私ども議案として提出させていただいていますので、それを認めるか認めないかというのは、議員の皆様方の御判断をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第1号及び議案第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

まず原案に反対する発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

本条例改正議案は、千葉県人事委員会の勧告どおり、一般職員や会計年度任用職員の今年12月期と来年度以降の期末手当の支給月数を0.15か月削減するなどというものです。

国の人事院勧告では、民間企業における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったとしていますが、今年の夏季の一時金の状況や、また、新型コロナウイルス感染拡大という特別な、この困難な状況が考慮されていません。

コロナ禍で懸命に仕事をしている町職員の給与を引き下げること自体、職員の士気に関わってくるのではないのでしょうか。また、職員も今、公務員として幾ら九十九里町も大分職員の募集をしているけれども、それに、職員の募集に応じてくる若い人も大分、今、困難的になっていると思えます。

そういったことを考慮して、こういう職員の生活給を守るということは、やはり行政の九十九里町としての職員を守るという立場に、私は立つことを強く求めています。

そして、反対討論といたします。

○議 長（古川 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第6、発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

7番、浅岡厚君。

(7番 浅岡 厚君 登壇)

○7番(浅岡 厚君) 7番、浅岡です。

発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年11月29日提出。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、浅岡厚。賛成者、九十九里町議会議員、鏑田貴俊、同じく、古川明、同じく、佐久間一夫、同じく、善塔道代、同じく、内山菊敏。

発議第1号の提案理由を説明申し上げます。

さきに可決いたしました執行部提案の議案第1号、第2号に伴い、我々議員も、民間との格差を考慮し、期末手当引下げの改定を行うものであります。

議員各位におかれましては、本提案に御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（古川 徹君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回九十九里町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時01分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長            古   川            徹

署 名 人            小   川   浩   安

署 名 人            善   塔   道   代